

宝塚市が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宝塚市（以下「市」という。）が発注する工事に係る契約について、契約の受注者（以下「受注者」という。）に労働環境に係る報告を求め、その内容を確認することにより、受注者の被用者に係る労働環境に配慮した調達を推進し、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(確認の対象となる契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約（以下「確認対象契約」という。）は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む価格とする。）が1,000万円以上の工事請負契約とする。ただし、市長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

(労働環境の確認基準)

第3条 労働環境は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を基準として確認するものとする。

(労働環境の確認方法)

第4条 受注者は、市と確認対象契約を締結したときは、当該契約締結日の翌日から起算して6週間以内に労働環境報告書を市長に提出しなければならない。ただし、下請業者が確定しない場合その他の提出期限までに労働環境報告書を提出できないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、その事情を勘案し、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 受注者は、確認対象契約に係る工事が完了したときは、当該工事が完了した日の属する月の翌月14日までに労働環境報告書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の労働環境報告書の様式は、別記様式に定めるところによる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により労働環境報告書の提出があったときは、その内容を確認し、当該確認対象契約に係る契約書とともに保存するものとする。

(労働環境報告書に関する調査等)

第5条 市長は、受注者から提出された労働環境報告書の内容につき必要があると認めるときは、当該受注者に係る労働環境について調査を行うものとする。

2 市は、前項の規定による調査により、労働環境が第3条に規定する基準に適合しないと認められるときは、受注者に対して労働環境の改善を指示するものとする。

3 前項の規定により労働環境の改善の指示を受けた受注者は、速やかに労働環境を改善し、市長に改善報告書を提出しなければならない。

(入札参加者への周知)

第6条 市長は、確認対象契約につき、この要綱が適用される旨を、一般競争入札につ

いては公告文に、指名競争入札については契約条件の留意事項にそれぞれ記載し、周知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成30年4月1日以後に公告した工事請負契約について適用し、同日前に公告した工事請負契約については、なお、従前の例による。

附 則 (令和7年12月24日決裁)

(施行期日)

1 この要綱中題名を改める改正規定は決裁の日から、第2条を改める改正規定は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、令和8年4月1日以後に入札公告等を行う工事請負契約について適用し、同日前に入札公告等を行った工事請負契約については、なお、従前の例による。